

## 国民健康保険制度の改正内容

### 1 課税限度額の変更

99万円 ⇒ 102万円

基礎課税分（医療分）・・・63万円 ⇒ 65万円

後期高齢者支援金等分・・・19万円 ⇒ 20万円

介護納付金分・・・17万円（変更なし）

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和4年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和3年度はコロナの影響で据え置かれ2年ぶりの引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和4年3月末頃改正される予定です。

改正の内容は、令和3年度には、基礎課税分（※2）63万円、後期高齢者支援金等分（※3）19万円、介護納付金分（※4）17万円の合計99万円に設定されていますが、令和4年度には、基礎課税分（医療分）を2万円引き上げて65万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げて20万円、介護納付分は据え置きで17万円とし、合計3万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて102万円となります。

※1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

※3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。

※4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者とい

う。)の介護保険料相当分としてかかる保険税。

課税限度額を引き上げた場合

基礎課税分

① 1人世帯

基礎課税分

所得が10,511,000円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

後期高齢者支援金分

所得が9,234,900円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

② 2人世帯

基礎課税分

所得が10,090,200円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

後期高齢者支援金分

所得が8,834,900円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

③ 4人世帯

基礎課税分

所得が9,248,900円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

後期高齢者支援金分

所得が8,034,500円までであれば、課税限度額を引き上げた場合でも現行額と変更はないが、この所得を超える世帯が引き上げの対象となります。

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円に」改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 令和4年度 国民健康保険特別会計概算要求のあらまし

歳入	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	871,525	911,354	39,829	104.57
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,694,440	2,582,414	△ 112,026	95.84
	5	財産収入	96	96	0	100.00
	6	繰入金	332,862	309,500	△ 23,362	92.98
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	25,604	25,603	△ 1	100.00
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		歳入予算総額	3,924,530	3,828,970	△ 95,560	97.57

歳出	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	25,301	28,459	3,158	112.48
	2	保険給付費	2,654,839	2,548,933	△ 105,906	96.01
	3	国民健康保険事業費納付金	1,194,278	1,201,320	7,042	100.59
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	44,338	44,647	309	100.70
	6	基金積立金	96	96	0	100.00
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,172	5,491	319	106.17
	9	予備費	504	22	△ 482	4.37
		歳出予算総額	3,924,530	3,828,970	△ 95,560	97.57

## 令和4年度 国民健康保険特別会計歳出の主なあらまし

### 2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,214,085	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
3 一般被保険者療養費	一般被保険者療養費支給事務	29,588	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,400	愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

### 2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	278,179	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。

### 2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	14,700	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額42万円(1人の出産につき)

### 3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	821,046	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。

### 3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	263,867	県が後期高齢者支援金等(後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金)の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

### 3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	115,920	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準(40から64歳の被保険者)に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

### 5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	41,890	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。  健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査  国保加入者の健康診査受診率をできる限り上げることで、生活習慣病の早期発見と予防に加え医療費を抑制していくため、IGTを活用した健康診査勧奨を行います。

## 報告事項 1

令和 4 年度から未就学児の均等割を軽減します。

国民健康保険税について未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある方）に係る被保険者均等割額の2分の1を減額します。

未就学児一人に係る均等割額減額（医療分 年度額）

軽減割合	均等割（低所得者軽減後）	未就学児軽減額	軽減後均等割額
7割軽減	7,320円	3,660円	3,660円
5割軽減	12,200円	6,100円	6,100円
2割軽減	19,520円	9,760円	9,760円
軽減なし	24,400円	12,200円	12,200円

未就学児一人に係る均等割額減額（後期支援金分 年度額）

軽減割合	均等割（低所得者軽減後）	未就学児軽減額	軽減後均等割額
7割軽減	2,520円	1,260円	1,260円
5割軽減	4,200円	2,100円	2,100円
2割軽減	6,720円	3,360円	3,360円
軽減なし	8,400円	4,200円	4,200円

未就学児一人に係る均等割額減額（年度額）

軽減割合	均等割（低所得者軽減後）	未就学児軽減額	軽減後均等割額
7割軽減	9,840円	4,920円	4,920円
5割軽減	16,400円	8,200円	8,200円
2割軽減	26,240円	13,120円	13,120円
軽減なし	32,800円	16,400円	16,400円

令和 4 年 4 月 1 日施行 令和 4 年 3 月議会に条例改正を提出予定です。

## 報告事項 2

## 令和3年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	2年12月末現在	3年12月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	5,127 世帯	5,070 世帯	98.89 %
2	国民健康保険加入者数	8,363 人	8,185 人	97.87
5	介護保険2号被保険者数	2,713 人	2,655 人	97.86
6	国民健康保険取得（加入）者数	1,304 人	1,392 人	106.75
7	国民健康保険喪失者数	1,361 人	1,503 人	110.43
8	国民健康保険税収入	663,428,099 円	644,242,032 円	97.11
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,835,625,664 円	1,779,782,697 円	96.96
12	(内 療養給付費)	1,574,051,388 円	1,545,170,501 円	98.17
13	(内 療養費)	21,119,485 円	18,757,023 円	88.81
14	(内 高額療養費)	224,450,648 円	201,081,724 円	89.59
15	特定健診等事業費	27,459,096 円	28,749,746 円	104.70
16	12月末現在歳出総額	2,640,157,404 円	2,604,562,696 円	98.65

# 令和3年度 国民健康保険事業報告

1. 受付業務 取得（加入）者数 1,392人  
喪失者数1,503人 等（3年12月末現在）
2. 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
3. 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
4. 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,779,782,697円）（12月末現在）
5. 健診事業 特定健診に関する事業（28,749,7466円）（12月末現在）
6. 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
7. 保健事業 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
8. その他事業 糖尿病性腎症重症化予防事業  
検診結果による重症化予防事業